



新型コロナウイルスのもとで Part2 ~こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)~

〈vol.9〉

コロナ禍の下だからこそ～法律相談センターの活動～

会員 三上 理 (53期)



私が法律相談センター運営委員会の委員長になったのは、2020年4月、初めての緊急事態宣言が発令された日の翌日だった。法律相談センターは全て休止し、東京新聞(2020年4月10日)では「困窮する人々が増えている今こそ、弁護士会の出番ではないのか」という批判的な記事が掲載された。

コロナ禍がどこまで拡大するのか、いつまで続くのか、誰にも見通せない中で、法律相談センターの再開への悲観論・慎重論もないではなかった。しかし、それでも、どうすれば、どういう形でなら法律相談センターの運営を再開できるかを考えるしかないと思った。

とりあえず、受任審査は、当面の間、全件書面審査とし、継続相談におけるオンライン相談の活用を認めた。各法律相談センターでは、アクリル板の設置、

手指消毒、検温、換気等の対策をした上で、まずは電話相談から、次いで面接相談を再開した。霞が関では、面接相談に代わるオンライン相談も行った。

色々としりこみながら、ようやく、コロナ禍の下で法律相談センターをどうやって運営していくか、ある程度の見通しをたてることができたところで、私は、委員長の任期を終えることとなった。この2年間、コロナ禍の対応に追われながら、棚上げとせざるを得なかった、様々な課題を残して…。

今さらいうまでもなく、法律相談センターの収支は厳しい。しかし、弁護士会の公益活動として、法律相談センターを維持していくこと責任というもの、今回、このコロナ禍の下で、再確認させられた面もある。

今後とも、可能な限りの経費削減に努めながらも、どうやって、法律相談センターを維持し、発展していけるか。法律相談センターの広報、相談(担当弁護士)の質の確保、相談件数の増加等に向けた取り組みが、さらに求められている。



こちらから読んでね

飛ぶ練習

